

○島田市民総合施設条例

平成17年5月5日

条例第107号

改正 平成17年9月30日条例第200号

平成24年6月29日条例第28号

平成25年3月29日条例第23号

平成25年12月27日条例第43号

平成31年3月28日条例第9号

令和3年3月30日条例第12号

令和3年3月30日条例第13号

令和5年6月30日条例第30号

(設置)

第1条 島田市は、市民の福祉の向上、健康の増進、文化の振興、生涯学習の推進等を図るため、総合施設を設置する。

(令5条例30・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 総合施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
島田市民総合施設プラザおおるり	島田市中央町5番の1

(指定管理者による管理)

第3条 島田市民総合施設プラザおおるり（以下「市民総合施設」という。）の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

2 市長は、前項の指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、第7条に規定する場合は、この限りでない。

(平17条例200・追加、平24条例28・旧第4条繰上・一部改正)

(指定管理者が行う管理の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 市民総合施設の利用の許可に関する業務

(2) 市民総合施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民総合施設の運営に関して市長が必要と認める業務

(平17条例200・追加、平24条例28・旧第5条繰上、令5条例30・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条第1項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに、当該指定について市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(平17条例200・追加、平24条例28・旧第6条繰上・一部改正)

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、市民総合施設の管理を行わせるに最も適していると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、市民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、市民総合施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(平17条例200・追加、平24条例28・旧第7条繰上)

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第7条 市長は、第5条の規定による申請がなかった場合、前条各号に掲げる基準を総合的に審査し指定管理者の候補者として適当と認めるものがなかった場合、又は市民総合施設の適正な運営を確保するため特に必要と認める場合は、市が資本金、基金その他これらに準ずるものを出資している法人、公共的団体その他規則で定めるもののうちから、指定管理者の候補者を選定することができる。

2 前2条の規定は、前項に規定する指定管理者の候補者の選定について準用する。

(平17条例200・追加、平24条例28・旧第8条繰上・一部改正、令5条例30・一部改正)

(指定管理者の指定等の告示)

第8条 市長は、第6条（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により

指定管理者の指定を行ったとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

（平17条例200・追加、平24条例28・旧第9条繰上・一部改正）

（開館時間）

第9条 市民総合施設の開館時間は、午前9時から午後9時30分まで（月曜日にあつては、午前9時から午後5時30分まで）とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（平17条例200・追加、平24条例28・旧第10条繰上、令5条例30・一部改正）

（休館日）

第10条 市民総合施設の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

（令5条例30・一部改正）

第10条の2 ホールを供用しない日は、毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その直後の休日以外の日）とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、前項に規定する供用しない日を変更することができる。

（平17条例200・追加、平24条例28・旧第11条繰上、令5条例30・追加）

（利用の許可）

第11条 市民総合施設を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、市民総合施設の管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「利用の許可」という。）に際し、条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

(平17条例200・旧第4条繰下・一部改正、平24条例28・旧第12条繰上・令5条例30・一部改正)

(許可の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市民総合施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 市民総合施設の管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者がその利用を適当でないと認めるとき。

(平17条例200・追加、平24条例28・旧第13条繰上)

(利用許可の取消し等)

第13条 市民総合施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、利用の許可を取り消し、又は制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第11条第2項の規定により付された利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、その許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市民総合施設の管理上不適当と認めるとき。

2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、公益のためやむを得ないと認めるときは、利用条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用許可を取り消すことができる。

3 前2項の取消し等により、利用者が損害を受けることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

(平17条例200・追加、平24条例28・旧第14条繰上・一部改正)

(利用料)

第14条 利用者は、指定管理者が指定する日までに、次項の規定により指定管理者が定める利用料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を、指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料の額を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料の額を公表しなければならない。

4 利用料は、指定管理者の収入とする。

(平17条例200・追加、平24条例28・旧第15条繰上、令3条例13・一部改正)

(利用料の減額又は免除)

第15条 指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

(平17条例200・追加、平24条例28・旧第16条繰上)

(利用料の不還付)

第16条 既納の利用料は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者が自己の責めによらない理由により市民総合施設を利用することができなくなったとき。

(2) 利用者が利用の許可の取消しを申し出たとき。

(3) 利用者が第11条第1項後段の規定により利用の許可を受けた事項を変更する許可を受けたとき。

(平17条例200・追加、平24条例28・旧第17条繰上・一部改正、令3条例13・一部改正・令5条例30・一部改正)

(行為の制限)

第17条 市民総合施設及びその敷地内において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売その他これに類する行為

(2) 寄附の勧誘

(3) 広告物の掲示及び配付

(4) 前3号に掲げるもののほか規則で定める行為

2 第11条第2項、第12条、第13条及び次条の規定は、前項の規定について準用する。

(平17条例200・旧第9条繰下・一部改正、平24条例28・旧第18条繰上・一部

改正)

(利用権の譲渡等の禁止)

第18条 利用者は、市民総合施設を許可された目的以外に利用し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(平17条例200・旧第10条繰下・一部改正、平24条例28・旧第19条繰上)

(特別設備の制限)

第19条 利用者は、市民総合施設に特別な設備をし、又は変更し、若しくは造作を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により生ずる費用は、利用者の負担とする。

(平17条例200・旧第12条繰下・一部改正、平24条例28・旧第20条繰上)

(必要措置の命令等)

第20条 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者に対し必要な措置を執ることを命じ、又は入館者若しくは入館しようとする者に対し、入館を制限し、若しくは退館を命ずることができる。

(平17条例200・旧第13条繰下・一部改正、平24条例28・旧第21条繰上)

(原状回復の義務)

第21条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、その利用（第19条第1項ただし書の規定により特別設備の許可を受けて利用する場合を含む。以下この項において同じ。）が終わったとき、又は第13条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは制限され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに指示に従い、当該利用に係る市民総合施設の全部又は一部を原状に回復しなければならない。

3 指定管理者又は利用者が、第1項本文又は前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を指定管理者又は利用者から徴収するものとする。

(平17条例200・追加、平24条例28・旧第22条繰上・一部改正)

(損害賠償の義務)

第22条 故意又は過失により、市民総合施設の建物、設備、備品その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、直ちに市長に届け出るとともに、市長が相当と認める損害の額を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(平17条例200・追加、平24条例28・旧第23条繰上)

(秘密を守る義務)

第23条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平17条例200・追加、平24条例28・旧第24条繰上)

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例200・旧第17条繰下、平24条例28・旧第25条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の島田市民総合施設条例（昭和58年島田市条例第27号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月30日条例第200号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の島田市民総合施設条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定による指定、第15条第2項に規定する利用料の額の決定及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の前においても、新条例第4条第2項、第6条から第9条まで、第15条第2項及び同条第3項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行前に、改正前の島田市民総合施設条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長が行った許可その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者がした許可その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の際旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為（新条例第5条各号に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成24年6月29日条例第28号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年9月22日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第23号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日条例第43号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

4 前2項に定めるもののほか、この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に徴収すべき事由が生じた使用料、手数料その他の収入から適用し、施行日前に徴収すべき事由が生じた使用料、手数料その他の収入については、なお従前の例による。

(準備行為)

5 新条例の施行に伴って必要となる地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項後段に規定する利用料金の承認は、この条例の施行前においても、新条例の規定により定める額の範囲内で行うことができる。

附 則（平成31年3月28日条例第9号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第8項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に徴収すべき事由が生じた使用料、手数料その他の収入から適用し、施行日前に徴収すべき事由が生じた使用料、手数料その他の収入については、なお従前の例による。

（準備行為）

8 新条例の施行に伴って必要となる地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項後段に規定する利用料金の承認は、この条例の施行前においても、新条例の規定により定める額の範囲内で行うことができる。

附 則（令和3年3月30日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の島田市民総合施設条例の施行に伴って必要となる地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項後段に規定する利用料金の承認は、この条例の施行前においても、改正後の島田市民総合施設条例の規定により定める額の範囲内で行うことができる。

附 則（令和3年3月30日条例第13号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月30日条例第30号）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の島田市民総合施設条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料（新条例第14条第1項に規定する利用料をいう。以下同じ。）から適用し、施行日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 新条例の施行に伴って必要となる地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2

第9項後段に規定する利用料金の承認は、この条例の施行前においても、新条例の規定により定める額の範囲内で行うことができる。

別表（第14条関係）

（平17条例200・平24条例28・平25条例23・平25条例43・平31条例9・令3条例12・令和5条例30・一部改正）

1 ホール利用料

利用区分	利用日の曜日 等	利用時間及び基本利用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで
ホール	平日	7,700円	11,000円	14,300円	33,000円
	土曜日、日曜日、休日	9,230円	13,200円	17,150円	39,600円

備考

1 利用者が入場料等を徴収する場合の利用料は、基本利用料に次の率を乗じた額を加算する。

入場者1人当たりの徴収額の最高額が

1,100円以下のとき 50パーセント

1,100円を超え3,300円以下のとき 100パーセント

3,300円を超えるとき 150パーセント

2 利用者が入場料等を徴収しないで営業の宣伝等に利用する場合の利用料は、基本利用料の150パーセントに相当する額を加算する。

3 許可を受けてこの表に掲げる利用時間以外の時間に利用する場合の利用料の額は、超過時間30分につき、午前9時より前の時間に利用する場合は午前の基本利用料の、正午から午後1時までの間の時間に利用する場合は午後の基本利用料の、午後5時から午後6時までの間の時間に利用する場合及び午後9時30分より後の時間に利用する場合は夜間の基本利用料の額の30分当たりを相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算する。

- 4 市民及び市内に事務所又は事業所を有するもの並びに島田・榛原地区広域市町村圏の区域内に住所を有する者（以下「広域市町村圏域住民」という。）以外の者が利用する場合の利用料は、上記に定めるもののほか、利用料の50パーセントに相当する額を加算する。

## 2 ホール冷暖房利用料

利用区分	利用時間及び基本利用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
冷房	9,900円	13,200円	15,400円	38,500円
暖房	8,800円	12,100円	14,300円	35,200円

備考 市民及び市内に事務所又は事業所を有するもの並びに広域市町村圏域住民以外の者が利用する場合の利用料は、基本利用料の50パーセントに相当する額を加算する。

## 3 会議室等利用料

利用区分	定員	利用時間及び基本利用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
大会議室	156人	3,950円	5,270円	6,910円	16,160円
第1会議室	24人	760円	970円	1,310円	3,060円
第2会議室	24人	760円	970円	1,310円	3,060円
第3会議室	20人	760円	970円	1,310円	3,060円
第4会議室	18人	650円	870円	1,100円	2,630円
第5会議室	24人	870円	1,200円	1,410円	3,500円
第6会議室	24人	760円	970円	1,310円	3,060円
第7会議室	52人	1,640円	2,100円	2,840円	6,640円
第8会議室	12人	430円	530円	760円	1,740円
第9会議室	14人	430円	530円	760円	1,740円
第10会議室	56人	1,410円	1,800円	2,430円	5,690円
第1多目的室	90人	2,320円	3,130円	4,050円	9,510円
第2多目的室	36人	760円	1,100円	1,410円	3,280円
第3多目的室	90人	2,200円	2,960円	3,830円	9,000円

和室（大）	48人	1,970円	2,630円	3,610円	8,230円
和室（小）	18人	760円	970円	1,310円	3,060円
第1練習室	63人	1,530円	1,970円	2,510円	6,030円
第2練習室	35人	760円	1,100円	1,410円	3,280円
第3練習室	36人	760円	1,100円	1,410円	3,280円
第4練習室	90人	2,320円	3,130円	4,050円	9,510円
展示ホール		1,630円	2,200円	3,300円	7,130円
体育室	85人	2,090円	2,810円	3,630円	8,550円
調理室	36人	1,630円	2,200円	2,730円	6,580円
第1楽屋		650円	870円	1,100円	2,630円
第2楽屋		650円	870円	1,100円	2,630円
シャワー室		210円	210円	210円	650円

#### 備考

- 1 利用者が営業等を目的とした場合の利用料は、基本利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 許可を受けてこの表に掲げる利用時間以外の時間に利用する場合の利用料の額は、超過時間30分につき、午前9時より前の時間に利用する場合は午前の基本利用料の、正午から午後1時までの間の時間に利用する場合は午後の基本利用料の、午後5時から午後6時までの間の時間に利用する場合及び午後9時30分より後の時間に利用する場合は夜間の基本利用料の額の30分あたりに相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算する。
- 3 市民及び市内に事務所又は事業所を有するもの並びに広域市町村圏域住民以外の者が利用する場合の利用料は、上記に定めるもののほか、利用料の50パーセントに相当する額を加算する。

#### 4 附属設備等利用料

##### (1) 舞台用設備利用料

品名	単位	利用料	摘要
所作台	1式	6,600円	開丁場を含む。
平台	1台	210円	変形台を含む。
箱足（大）	1台	100円	
箱足（小）	1台	50円	
開き足	1組	50円	変形台用パイプ足を含む。
支木	1本	50円	木支木、金支木及び人形立てを含む。

舞台用ケコミ	1式	210円	
松羽目	1式	1,100円	
竹羽目	1式	1,100円	
金屏風	1双	1,100円	
毛せん (大)	1枚	430円	
毛せん (小)	1枚	210円	
地絰	1枚	1,100円	
紗幕	1枚	1,100円	
浅黄幕	1式	530円	振り竹を含む。
紅白幕	1式	530円	
黒幕	1枚	310円	
プログラムスタンド	1台	100円	
雪簞	1式	100円	
高座用座布団	1枚	100円	
平台用座布団	1枚	50円	
上敷	1枚	210円	
音響反射板	1式	4,400円	
指揮者台	1台	310円	指揮者用譜面台を含む。
譜面台	1台	50円	
演台	1式	530円	花台を含む。
吊バトン	1本	210円	会議室を含む。
長机	1台	100円	
椅子	1脚	50円	
黒板	1台	100円	
スモークマシン	1台	3,300円	

(2) 照明用設備利用料

品名	単位	利用料	摘要
ボーダーライト	1列	1,100円	
フットライト	1列	650円	

アッパーホリゾントライト	1列	1,310円	
ローアホリゾントライト	1列	970円	
スポットライト	1台	310円	1.5kW
スポットライト	1台	210円	1kW
スポットライト	1台	100円	0.5kW
ピンスポットライト	1台	1,630円	クセノン2kW
ピンスポットライト	1台	1,100円	クセノン1kW
ピンスポットライト	1台	650円	ハロゲン650W
ストリップライト	1列	210円	100W78灯
ストリップライト	1列	100円	100W74灯
エフェクトマシン	1台	870円	
ミラーボール	1台	870円	
ドラムマシン	1台	870円	
マルチストロボ	1台	530円	
ミニエフェクトマシン	1台	530円	
スタンド	1台	50円	
展示用スポットライト	1台	50円	

### (3) 音響用設備利用料

品名	単位	利用料	摘要
場内拡声装置	1式	2,200円	
場内拡声装置	1式	1,100円	会議室等
モニタースピーカー	1台	650円	
効果調整卓	1台	870円	
ミキサー	1台	1,100円	16チャンネル
ミキサー	1台	870円	8チャンネル
コンデンサーマイク	1本	970円	
ダイナミックマイク	1本	530円	会議室を含む。
リボンマイク	1本	530円	
ワイヤレスマイク	1本	1,100円	会議室を含む。

三点吊マイク	1式	1,630円	マイクロフォンを含む。
エレベーターマイク	1式	1,630円	マイクロフォンを含む。
録音用ハイスタンド	1式	1,630円	マイクロフォンを含む。
マイクスタンド	1台	50円	
レコードプレーヤー	1台	650円	
CDプレーヤー	1台	650円	
DATレコーダー	1台	1,100円	
テープレコーダー	1台	650円	オープン
テープレコーダー	1台	530円	カセット

(4) 映写設備利用料

品名	単位	利用料	摘要
スライド	1台	1,100円	
プロジェクター	1台	5,440円	
スクリーン	1式	1,100円	
スクリーン	1式	530円	会議室等

(5) 楽器利用料

品名	単位	利用料	摘要
フルコンサートピアノ	1台	5,500円	調律別 椅子付き 会議室等
グランドピアノ	1台	2,730円	調律別 椅子付き 会議室等
アップライトピアノ	1台	1,630円	調律別 椅子付き 会議室等
大太鼓	1式	530円	

(6) その他利用料

品名	単位	利用料	摘要
持込器具	1個	150円	1kW以内
テレビ中継	1式	11,000円	
ラジオ中継	1式	5,500円	

録音録画用	1回路	150円	放送以外 1kW以内
電源ドラム	1台	100円	
電気コンセント	1個	150円	1kW以内
展示用パネル	1枚	100円	
映像配信カメラ	1台	2,480円	
映像配信装置	1式	2,090円	

備考

- 1 利用料は、午前、午後及び夜間の各区分ごとに算定する。
- 2 この表に定めのない附属設備等の利用料は、類似する設備又は器具の額に準じて算定した額とする。

5 物品販売利用料

利用区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
利用料	2,200円	3,300円	4,400円	9,900円